

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	人 材 政 策 室	1 頁
	三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則	人 材 政 策 室	1 頁
告 示	三重県教育委員会公印規則による公印の廃止	教 育 総 務 室	2 頁
訓 令	三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令	人 材 政 策 室	4 頁
公 告	公立学校の廃止届の受理	学 校 施 設 室	5 頁

お 知 ら せ

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十三年三月三十一日

三重県教育委員会委員長 清 水 明

三重県教育委員会規則第九号

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会事務局組織規則（昭和四十三年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
第十九条第一項の表中教育振興ビジョン策定特命監の項を削り、

同表中

特別支援学校整備特命監	本庁に限る。	上同の命を受けて、特別支援学校の整備に関する事務を処理する。	を に
特別支援学校整備特命監	本庁に限る。	上同の命を受けて、特別支援学校の整備に関する事務を処理する。	
桑名地域特別支援学校開校準備特命監	本庁に限る。	上同の命を受けて、桑名員弁地域における特別支援学校の開校準備に関する事務を処理する。	

改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十三年三月三十一日

三重県教育委員会委員長 清 水 明

三重県教育委員会規則第十号

三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則

三重県教育委員会教育長事務専決規程（昭和三十一年三重県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三重県教育委員会教育長事務専決規則

別表事務局の項中「教育振興ビジョン策定特命監」を削り、「特別支援学校整備特命監」の下に「桑名地域特

別名授字校闢校準備特命監」を加える。

同表博物館の項中「館長」の下に「副館長」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第14号

三重県教育委員会公印規則（昭和33年三重県教育委員会規則第19号）第2条の規定による公印を次のとおり廃止する。

平成23年3月31日

三 重 県 教 育 委 員 会

第 1

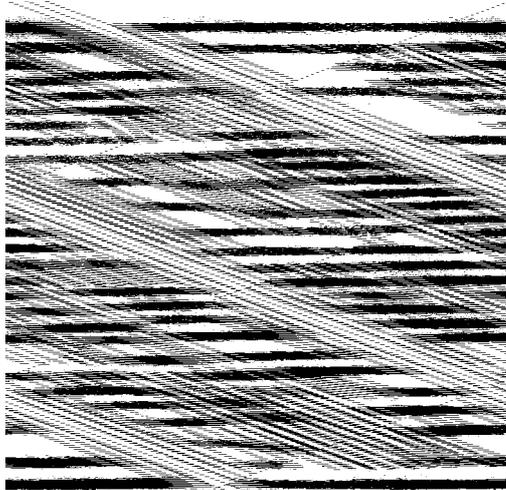
- 1 公 印 名 三重県立上野農業高等学校長印
- 2 印 影



- 3 廃止年月日 平成23年3月31日
- 4 廃止の理由 三重県立上野農業高等学校が廃止されるため

第 2

- 1 公 印 名 三重県立上野農業高等学校印
- 2 印 影



- 3 廃止年月日 平成23年3月31日
- 4 廃止の理由 三重県立上野農業高等学校が廃止されるため

第 3

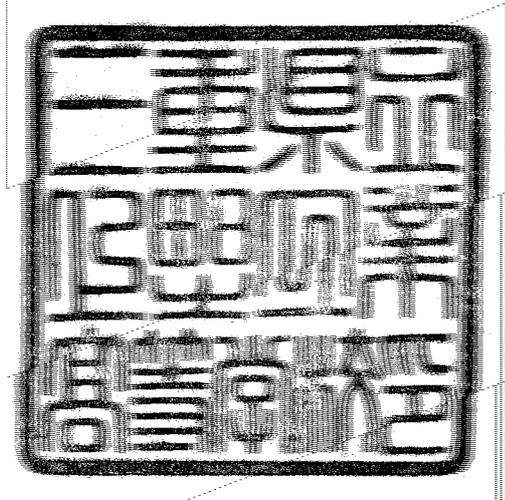
- 1 公 印 名 三重県立上野工業高等学校長印
- 2 印 影



- 3 廃止年月日 平成23年3月31日
- 4 廃止の理由 三重県立上野工業高等学校が廃止されるため

第4

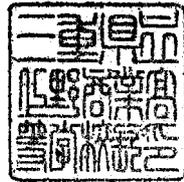
- 1 公 印 名 三重県立上野工業高等学校印
2 印 影



- 3 廃止年月日 平成23年3月31日
4 廃止の理由 三重県立上野工業高等学校が廃止されるため

第5

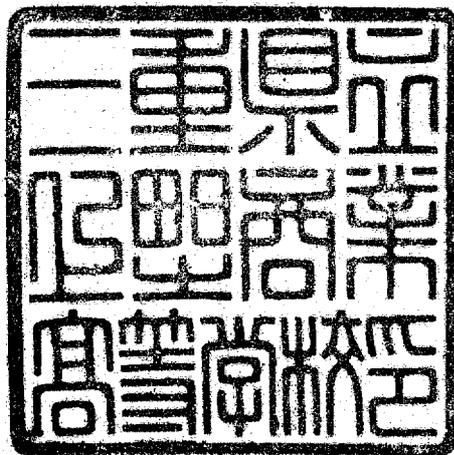
- 1 公 印 名 三重県立上野商業高等学校長印
2 印 影



- 3 廃止年月日 平成23年3月31日
4 廃止の理由 三重県立上野商業高等学校が廃止されるため

第6

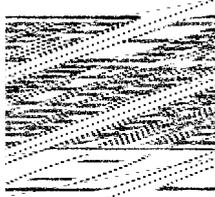
- 1 公 印 名 三重県立上野商業高等学校印
2 印 影



- 3 廃止年月日 平成23年3月31日
4 廃止の理由 三重県立上野商業高等学校が廃止されるため

第7

- 1 公 印 名 三重県立桑名高等学校長印（二）
- 2 印 影



- 3 廃止年月日 平成23年3月31日
- 4 廃止の理由 三重県立桑名高等学校衛生看護分校が廃止されるため

訓 令

教委訓第4号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

三重県教育委員会委員長 清 水 明

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号中「、三重県立博物館条例施行規則（昭和45年三重県教育委員会規則第19号）第3条第1項第2号に規定する課長」を削り、「（昭和57年三重県教育委員会規則第2号）第3条第1項第2号」を「（昭和57年三重県教育委員会規則第2号）第3条第1項第3号」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(15) 所次長 三重県立博物館条例施行規則（昭和45年三重県教育委員会規則第19号）第3条第1項第2号に規定する副館長及び三重県立美術館条例施行規則（昭和57年三重県教育委員会規則第2号）第3条第1項第2号に規定する副館長をいう。

第3条中「及び課長」を「、課長及び所次長」に、「地域機関の長又は課長」を「地域機関の所長又は課長若しくは所次長」に改める。

第5条中「及び課長」を「、課長及び所次長」に改める。

第7条の表中

「

所長（美術館を除く。）	美術館の館長
課長	副館長
	課長

」

を

「

所長（博物館及び美術館を除く。）	博物館の館長	美術館の館長
課長	所次長	所次長
		課長

」

に改める。

別表第1（1）の表中

「

地域機関	
所長	課長

」

を

「

地域機関	
所長	課長及び所次長(博物館に限る。)

」

に改め、別表第1(1)の表第1号の項中

「

6 課の事務の基本的な処理方針の決定										各地域機関
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------

」

を

「

6 課の事務の基本的な処理方針の決定										各地域機関(博物館を除く。)
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------

」

に改める。

別表第1(2)の表中

「

地域機関	所長	地域機関
所長	課長	課長

」

を

「

地域機関		所長	地域機関
所長	課長及び所次長(博物館に限る。)		課長及び所次長(博物館に限る。)

」

に改める。

別表第2(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の表中

「

地域機関	
所長	課長

」

を

「

地域機関	
所長	課長及び所次長(博物館に限る。)

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

公 告

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

平成23年3月31日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
紀宝町立浅里小学校	平成23年3月31日	現在休校中の浅里小学校の跡地を利活用して、地区の活性化に寄与するため。
紀宝町立矢淵中学校浅里分校	平成23年3月31日	現在休校中の矢淵中学校浅里分校の跡地を利活用して、地区の活性化に寄与するため。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社